

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

令和8年2月19日

埼玉県知事 大 野 元 裕

記

1 公募に付する事項

(1) 案件名

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習業務委託

(2) 案件の概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に関する事務の一部及びその他これに付随する事務の委託

(3) 講習予定人員

全体で1,276人

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 仕様

別に配布する仕様書による。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 精算払いが可能であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月21日付け入審第513号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 管理する教習射撃場が埼玉県内又は隣接する都県内に所在しており、かつ、各種法令の定めに基づき、次に掲げる銃砲の種類に応じた条件を具備していることを証明する書類を提出及び当該業務を履行できることについて証明できる者であること。

ア 法第9条の4第2項に規定する教習射撃場を管理する者であること。

イ 管理する教習射撃場が、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46

号。以下「指定府令」という。)第2条第1号に掲げる散弾銃射撃場(トラップ射撃場又はスキート射撃場に限る。)又は指定府令第2条第2号に掲げるライフル銃射撃場(ライフル銃を用いて射撃を行う施設又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃を用いて単弾によって射撃を行う施設)として、指定府令第11条の規定に基づく都道府県公安委員会による指定を受けていること。

ウ 管理する教習射撃場が、法第9条の4第1項第2号に規定する教習射撃指導員を6名以上確保していること。

3 公募参加申込書等の提出

本案件の契約を希望する者は、前記2(5)に掲げる銃砲の種類に応じた条件を具備していることを証明する提出書類(別紙)を添えて、公募参加申込書(別記様式)を提出するものとする。

本件については、単価同調方式による見積り合わせを行うものとし、見積り合わせは、令和8年4月1日に実施する予定である。

4 公募手続等の問合せ先及び公募参加申込書等の提出期限等

(1) 公募に関する問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係

電話番号 048-832-0110 内線2249

F A X 048-824-4607

(2) 仕様書の配布

仕様書の配布を希望する者は、前記(1)に連絡すること。

(3) 公募参加申込書の提出期限、場所及び方法

令和8年3月6日(金)午後3時までに前記(1)宛て郵送、F A X又は持参により提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(4) 公募参加者は、埼玉県警察本部が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

5 公募参加申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した公募参加申込書等は無効とする。

6 その他

(1) 契約については、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金は、埼玉県財務規則第81条第1項第2号により契約金額の100分の1以上とする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項に該当する場合は免除する。

(3) 令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

- (4) 提出書類は返還しない。
- (5) この公募の参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。